

国 地 契 第 2 9 号
平成 15 年 5 月 26 日

各地方整備局長 あて

国 土 交 通 事 務 次 官

「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」の一部改正について

「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（昭和 63 年 6 月 1 日付け建設省厚発第 176 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺憾なきよう措置されたい。

記

記第 1 1 (3) 中「単体有資格業者」を「単体有資格業者等」に、「を参加させることができる」を「の参加を認める」に改める。

2 (1) 中「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。

記第 2 3 中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

附則

本通達は、平成 15 年 6 月 9 日以降入札公告を行う工事より適用する。